



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例（防災危機管理課） 2
- 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（税務課） 2
- 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例（福祉保健企画課） 6
- 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） 7

規 則

- 沖縄県保健所運営協議会条例施行規則の一部を改正する規則（福祉保健企画課） 8

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 8

公布された条例のあらまし

- 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第36号）
 - 1 防災会議の委員のうち、知事が指名し、及び任命する者について、委員の数を増員するほか、所要の改正を行うこととした。（第2条及び第6条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（条例第37号）
 - 1 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
 - ア 納税管理人に係る不申告に関する過料の額を3万円以下から10万円以下に改める。（第7条関係）
 - イ 個人県民税について、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる。（第23条の2関係）
 - ウ 個人の事業税に係る不申告等に関する過料の額を3万円以下から10万円以下に改める。（第58条の2、第69条、第145条、153条及び第165条関係）
 - エ 不動産取得税について、事業者が独立行政法人住宅金融支援機構等から資金の貸付けを受けて施設を取得した場合における課税標準の特例措置を廃止するとともに、農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて施設を取得した場合及び土地改良法の規定に基づく換地により土地を取得した場合における課税標準の特例措置の適用期限を平成25年3月31日までとする。（第63条及び附則第12条の2関係）
 - オ 不動産取得税について、市街地再開発組合及び事業協同組合等が不動産を取得した場合における納税義務の免除措置を廃止する。（第78条、第79条及び第80条関係）
 - カ 県たばこ税及び自動車取得税に係る不申告に関する過料の規定を設ける。（第85条の5の2及び第117条の2関係）
 - キ その他所要の改正を行う。（第54条、第54条の3、第54条の4、第63条、第71条及び第79条の2関係）
 - 2 沖縄県石油価格調整税条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
 納税管理人に係る不申告に関する過料の額を3万円以下から10万円以下に改める。（第7条関係）
 - 3 沖縄県税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞
 個人県民税の配当割及び株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を2年延長し、平成25年12月31日までとする。（附則第4項及び第5項関係）
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1ア、ウ及びカ並びに2については公布の日から起算して2月を経過した日から、1イについては平成24年1月1日から施行することとした。（附則第1項）

5 1イ及びエに伴う経過措置を設けることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 題名を「沖縄県保健所運営協議会設置条例」に改めることとした。
- 2 保健所運営協議会の設置根拠を定めることとした。(第1条関係)
- 3 担任する事務について定めることとした。(第3条関係)
- 4 組織について定めることとした。(第4条関係)
- 5 委員の再任について定めることとした。(第5条関係)
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 沖縄県豊見城警察署の管轄区域について、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第36号

沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例

沖縄県防災会議条例(昭和48年沖縄県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の数は、40人以内とする。

第2条第2項中「前項第2号及び第3号に掲げる委員」を「委員(知事の部内の職員のうちから指名される者を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

第6条中「諮つて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第37号

沖縄県税条例等の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、申告すべき」を「申告すべき」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第23条の2第1項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同条第2項第1号中「掲げる寄附金（「を「掲げる寄附金並びに」に、「第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。」）」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動法人に関する寄附金」に改める。

第54条第2項中「第32条の3」を「第32条」に改める。

第54条の3第1項中「第32条の4第1項」を「第32条の2第1項」に改め、同条第2項中「第32条の4第3項」を「第32条の2第3項」に改める。

第54条の4第1項中「第32条の5第1項」を「第32条の3第1項」に改め、同条第2項中「第32条の5第3項」を「第32条の3第3項」に改める。

第58条の2第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第63条第6項及び第7項を削り、同条第8項中「第38条の3」を「第38条」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第9項を第7項とし、第10項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を削り、第14項を第10項とする。

第69条の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第71条第1項中「第39条の2の4第1項」を「第39条の2の3第1項」に、「第39条の2の4第2項」を「第39条の2の3第2項」に改める。

第78条及び第79条を削る。

第79条の2中「第39条の6」を「第39条の5」に、「第39条の7」を「第39条の6」

に改め、同条を第78条とし、第79条の3を第79条とする。

第80条の見出し中「前6条」を「第76条から前条まで」に改め、同条第1項中「前6条」を「第76条から前条まで」に改め、「施設建築物の敷地又は施設建築物の取得について第78条の規定の適用があると認める場合には、施設建築物の敷地の取得にあつては3年以内、施設建築物の取得にあつては6月以内、事業協同組合等による不動産の取得について第79条の規定の適用があると認める場合又は」を削り、「第79条の2」を「第78条」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「前6条」を「第76条から前条まで」に改める。

第85条の5の次に次の1条を加える。

(県たばこ税に係る不申告に関する過料)

第85条の5の2 県たばこ税の申告納税者が正当な理由がなくて前条第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第117条の次に次の1条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第117条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなくて第115条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第145条第1項及び第153条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第165条の見出し中「固定資産税」を「固定資産」に改め、同条第1項中「申告しなかった」を「申告をしなかった」に、「3万円」を「10万円」に改める。

附則第12条の次に次の1条を加える。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第12条の2 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第16項で定めるもの若しくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第17項で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号若しくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第10条第1項若しく

は沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第4号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第18項に定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

- 2 土地改良法第53条の3の2第2項（同法第89条の2第3項、第96条又は第96条の4において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第53条の3第2項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第53条の3の2第1項（同法第89条の2第3項、第96条又は第96条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第53条の3の2第1項第1号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する。

（沖縄県石油価格調整税条例の一部改正）

第2条 沖縄県石油価格調整税条例（平成19年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「3万円」を「10万円」に改める。

（沖縄県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 沖縄県税条例の一部を改正する条例（平成20年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中沖縄県税条例第7条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第58条の2第1項の改正規定及び第69条第1項の改正規定、同条例第85条の5の次に1条を加える改正規定及び第117条の次に1条を加える改正規定、同条例第145条第1項及び第153条第1項

の改正規定、同条例第165条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）並びに第2条の規定は、公布の日から起算して2月を経過した日から、第1条中同条例第23条の2第1項の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例第23条の2第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する同条例第23条の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 第1条の規定による改正前の沖縄県税条例第63条第11項の規定は、同項に規定する貸付け（当該貸付けの申込みの受理が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）の施行の日前であるものに限る。）に係る不動産の取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第38号

沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例

沖縄県保健所運営協議会条例（昭和48年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県保健所運営協議会設置条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、保健所に、運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(担任する事務)

第3条 協議会は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体及び福祉関係団体の代表者又は職員、学校保健関係者、職域保健関係者、保健所の利用者、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第39号

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県豊見城警察署の項中「宇栄原3丁目」の次に「、宇栄原4丁目、宇栄原5丁目、宇栄原6丁目」を加え、「、具志3丁目」を「及び具志3丁目」に改め、沖縄県石川警察署の項中「石川石崎1丁目、石川石崎2丁目」を「石川石崎一丁目、石川石崎二丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県保健所運営協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第45号

沖縄県保健所運営協議会条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県保健所運営協議会条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第42号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

沖縄県保健所運営協議会設置条例施行規則

第1条中「沖縄県保健所運営協議会条例」を「沖縄県保健所運営協議会設置条例」に、「第7条」を「第9条」に、「、保健所運営協議会」を「、保健所に設置された運営協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（沖縄県行政組織規則の一部改正）
- 2 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第241条第1号の表沖縄県保健所運営協議会の項を削り、同条第2号の表中

「	沖縄県平和祈念資料館運営協議会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定に基づき、平和祈念資料館の運営に関する事項について協議を行うこと。	環境生活部	平和祈念資料館	を
「	沖縄県平和祈念資料館運営協議会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定に基づき、平和祈念資料館の運営に関する事項について協議を行うこと。	環境生活部	平和祈念資料館	に
	沖縄県保健所運営協議会	沖縄県保健所運営協議会設置条例（昭和48年沖縄県条例第36号）第3条の規定による保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議すること。	福祉保健部	福祉保健所	
					」

改める。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第6号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年10月21日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表豊見城警察署の部小禄交番の項位置の欄中「那覇市字小禄」を「那覇市小禄4丁目」に改め、同項所管区の欄中「字宇栄原」の次に「、宇栄原4丁目、宇栄原5丁目、宇栄原6丁目」を加え、同表石川警察署

の部白浜交番の項位置の欄中「うるま市石川白浜2丁目」を「うるま市石川白浜二丁目」に、同項所管区の欄中「うるま市石川白浜1丁目、石川白浜2丁目、石川曙1丁目、石川曙2丁目、石川曙3丁目、石川、石川1丁目、石川2丁目、石川伊波、石川嘉手苺、石川東山1丁目、石川東山2丁目、石川石崎1丁目、石川石崎2丁目、石川赤崎1丁目、石川赤崎2丁目、石川赤崎3丁目、石川東山本町1丁目、石川東山本町2丁目」を「うるま市石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川、石川一丁目、石川二丁目、石川伊波、石川嘉手苺、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8